

随意契約理由書

件名	海岸線列車無線設備点検整備	
契約の相手方	協和テクノロジズ株式会社 兵庫営業所	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当	
随意契約の理由	<p>列車無線設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な保安通信設備であり、列車の運行、旅客の安全に直接影響するため、常に装置の良好な状態の確保が求められる。また、国土交通省令及び電波法に基づく整備要領を定めて点検・整備を実施すると同時に、その点検は通信技術者及び無線技術者として、本装置に精通した者が担当しなければならない。</p> <p>当該設備の設計・製作元は株式会社大日電子であるが、上記業者は『海岸線列車無線設備更新工事』の元請負業者であり、施工管理から列車無線システムの構築を担当し、設備、機器の構成や特殊性及びシステム特性に精通しているだけでなく、限られた時間内に安全・確実な業務の遂行が期待できるため、株式会社大日電子から保守業務を委譲されている。</p> <p>本装置の主たる点検整備内容は、中央制御装置と基地局装置等の各機器仕様、電波法に基づく性能確認及び総合動作確認であり、独自に定める基準による判定が必要で、他業者で点検業務を行なうのは技術的に困難である。</p> <p>以上の理由から上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区	(電話番号 791-6584)